○山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

令和５年３月２８日
公安委員会規則第２号

改正

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和５年山口県規則第２４号）の規定の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護関する規則の廃止）

２　山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護関する規則の廃止（平成１８年山口県公安委員会規則第４号）は、廃止する。